

香川県国民保護協議会条例（平成 16 年 12 月 21 日条例 54 号）

（趣旨）

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十八条第八項の規定に基づき、香川県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第二条 協議会の委員の定数は、三十五人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第五条 協議会に、幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例 (昭和三十二年香川県条例第四十三号) の一部を次のように改正する。

別表第一号の表香川県防災会議の項の次に次のように加える。

香川県国民保護協議会	委 員	日額	九千円	委 員	八級
	専門委員	日額	九千円	専門委員	八級
	幹 事	日額	九千円	幹 事	八級